


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「パソコン講座（ワード・エクセル）」のご案内
- ◆「カップリングパーティー」のご案内
- ◆法人会 自主点検チェックシート活用のご案内
- ◆「就業規則とともに学ぶ現代型就労問題」セミナーのご案内

●本部等の行事

| 月 | 日 | 曜 | 内容 | |
|---|----|-----|---------|----------------------------|
| 3 | 18 | (火) | 決算事務説明会 | 14:00～16:30 於: TKPエルガーラホール |
| 3 | 19 | (水) | 正副会長会 | 15:00～15:50 於: 福岡ガーデンパレス |
| 3 | 19 | (水) | 理事会 | 16:00～17:00 於: 福岡ガーデンパレス |

●支部の行事

| 月 | 日 | 曜 | 内容 | |
|---|---|-----|---------------------|----------------------|
| 3 | 3 | (月) | 第7支部 草の根租税講座 | 10:30～12:00 於: 春吉公民館 |
| 3 | 9 | (日) | 第11支部 バスハイク(異業種交流会) | 於: 糸島方面 |

●青年部会の行事

| 月 | 日 | 曜 | 内容 | |
|---|----|-----|--------------------|-----------------------------|
| 3 | 7 | (金) | カップリングパーティー | 19:00～21:30 於: THE LIVELY福岡 |
| 3 | 11 | (火) | 経営セミナー | 17:00～ 於: 未定 |
| 3 | 11 | (火) | 懇親会 | 19:00～21:00 於: 未定 |
| 3 | | | 役員会 | 於: 未定 |
| 3 | 13 | (木) | ボウリングの会(組織厚生委員会主催) | 18:00～ 於: ラウンドワン福岡天神店 |

●女性部会の行事

| 月 | 日 | 曜 | 内容 | |
|---|---|---|-----|------------------|
| 3 | | | 役員会 | 11:00～ 於: 事務局会議室 |

(I) 税務カレンダー

3月10日 (休日につき3月11日)

●源泉所得税の納付

3月15日

●所得税の確定申告

●所得税確定損失申告書の提出

●贈与税の申告

●所得税の総収入金額報告書の提出

●確定申告税額の延納の届出書の提出

●個人の青色申告の承認申請

●個人の道府県民税・市町村民税・事業税の申告

●財産債務調書・国外財産調書の提出

3月31日 (休日につき4月1日)

●1月決算法人の確定申告

●7月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

●個人事業者の前年分消費税・地方消費税の確定申告

(II) 知らないで損する税情報

役員退職金

税理士 堤 一 博

このテーマについては、2021年5月号に掲載したことがあります。最近でも相談事例が多いので、改めて説明させていただきます。

役員退職金は、会社との委任契約関係にある役員の退職に起因して支給される報酬です。

従業員退職金は、雇用契約に基づく給与の一部として支給されるのに対し、役員退職金はその役員の会社に対する功績や企業の業績を反映して支給されるものです。

そのため、雇用契約関係にある従業員の退職金は、会社の就業規則・退職金規定等に基づき支給されますが、役員退職金は、定款又は株主総会決議によって金額を定める必要があります(会社法361条、387条)。

ただし、実務的には、役員退職金規程を制定したうえで、株主総会で具体的な支給額を決定せず、取締役会に一任することも許される(最判S39.12.11、最判S58.2.22)とされており、さらに適法に一任を受けた取締役会が代表取締役を再一任することも可能とされています(最判S58.2.22)。

<受給者(役員)の税務>

受給する役員退職金は、退職所得として原則的には他の所得と分離して所得税額を計算します。

退職金の支払いを受ける時までに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者(会社)に提出している場合は、源泉徴収だけで課税関係が終了(分離課税)しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

一方、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合は、退職金等の収入金額から一律20.42%の所得税及び復興特別所得税額が源泉徴収されますが、受給者本人が確定申告を行うことで精算されることになります。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合の役員退職金に係る源泉徴収税額は、以下のとおり退職所得金額を計算し、それに応じた税率を適用して算出します。

(役員退職金支給額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得金額

の算式を当てはめ計算されます。退職所得控除額は、次の計算式で求めます。

| 勤続年数 | 退職所得控除額 |
|-------|-----------------------------|
| 20年以下 | 40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円) |
| 20年超 | 800万円×70万円×(勤続年数-20年) |

これらの計算式で求められた退職所得金額を下記の速算表に当てはめて計算します。

| 退職所得の源泉徴収税額の速算表 | | | |
|---------------------|---------|------------|-------------------------------------|
| 課税退職所得金額(A) | 所得税率(B) | 控除額(C) | 税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1% (注) |
| 195万円未満 | 5% | 0円 | ((A) × 5%) × 102.1% |
| 195万円以上 330万円未満 | 10% | 97,500円 | ((A) × 10% - 97,500円) × 102.1% |
| 330万円以上 695万円未満 | 20% | 427,500円 | ((A) × 20% - 427,500円) × 102.1% |
| 695万円以上 900万円未満 | 23% | 636,000円 | ((A) × 23% - 636,000円) × 102.1% |
| 900万円以上 1,800万円未満 | 33% | 1,536,000円 | ((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1% |
| 1,800万円以上 4,000万円未満 | 40% | 2,796,000円 | ((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1% |
| 4,000万円以上 | 45% | 4,796,000円 | ((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1% |

(注)「税額」欄は、所得税及び復興特別所得税の額を示す。

また、上記の一括支給によることなく、年金方式で受け取る場合には、他の公的年金と合算した雑所得として取り扱われますので、ご注意ください。

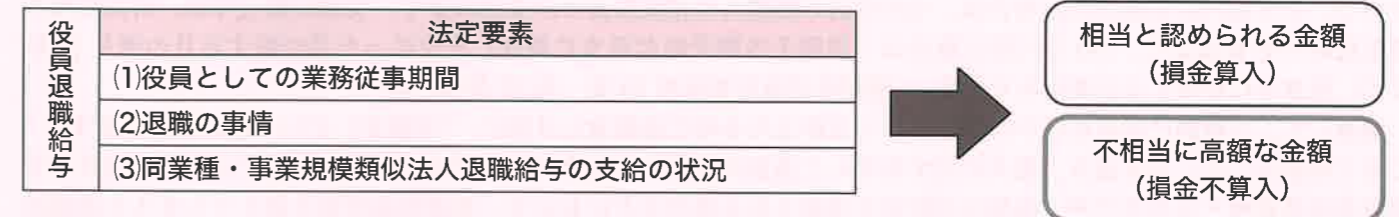
源泉徴収においては、退職する役員に支給する退職金が「特定役員退職手当等」あるいは「短期退職手当等」に該当する場合には、所得税等の源泉徴収税額計算が異なりますので、ご注意ください。

<支払者の税務>

一方、支給する会社においては、法人税法では、役員退職金が、「当該役員の内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額」であれば損金算入でき、この金額を超える部分の金額は損金不算入となることとされています(法人税法第34条第2項、法人税法施行令第70条第2号)。

いわゆる「過大役員退職金損金不算入」制度です。

下記の図は、条文を分解したものです。



さて、問題となるのが、「役員退職給与として相当と認められる金額」の計算です。

役員退職金の相場として扱われる算定式が「功績倍率法」です。その算式は下記のとおりです。

功績倍率法 = 最終月額報酬額 × 役員在任年数 × 功績倍率

これには法令上の根拠はなく、法人税法基本通達9-2-27の3に規定があります。

この通達は、平成29年の通達改正において出たもので、過去の判決や裁決等において多用されており、実務的にもよく使われる方法で、通達の注書きにおいて「役員の退職の直前に支給した給与の額を基礎として、役員の内国法人の業務に従事した期間及び役員の職責に応じた倍率を乗ずる方法により支給する金額が算定される方法」と定義されています。

実務で特に重視されるのが、法人税法施行令第70条第2号の「同業種・事業規模類似法人退職給与の支給の状況」です。これは、功績倍率が同業種・同規模の他の法人での役員退職金支給データを平均して算定されるからです。

やや古いものですが、昭和55年5月26日の東京地裁判決(昭和56年11月18日東京高裁、昭和60年9月17日最高裁)において、当時実態調査の結果から算出された功績倍率の平均(社長3.0倍、専務2.4倍、常務2.2倍、平取締役1.8倍、監査役1.6倍)が採用されました。この裁判例などを受けて、会社の代表取締役社長の役員退職金の計算式に組み込む功績倍率は、「3.0倍」を目安にすることが多いようです。因みに、右の図は一般的に参考とされている「功績倍率」の目安です。

出典：全国商工会連合会「役員退職金に関する税務Q&A」

全国商工会連合会が2015年11月号の「月刊商工会」に掲載した資料で、役員ごとの功績倍率の例として、以下の数値が紹介されています。10年ほど前になりますので、いささか保守的とはいえませんが、功績倍率は退職する役員の貢献度を考慮する際の参考になります。ただし、この倍率の範囲内であれば、必ず損金算入できるわけではありませんからご注意ください。

また、上記の「功績倍率法」のほかに、「1年あたり平均法」と呼ばれる方法があり、事業の急変や病気等により報酬減額があった場合など、功績倍率法では妥当な慰労金の額を算定できない場合に裁判・裁決で用いられています。

この算式は、下記のとおりです。

1年あたり平均法 = 同規模・同業種の役員退職金1年あたり平均額 × 役員在任年数

※【同規模・同業種の役員退職金1年あたり平均額】は、同規模・同業種の役員退職金のデータを基に算出した平均値をいいます。

実務的には、適正な同規模・同業種の役員退職金のデータを収集することがなかなか難しいため、「功績倍率法」を用いることが一般的です。

また、特別な功績があった役員に対しては功労加算金(役員退職金の30%の額)を上乗せ支給することもあります。また、税務的には、平成25年3月22日の東京地裁判決では、「同業類似法人の抽出が合理的に行われる限り、役員退職給与の適正額を算定するに当たり、これを別途考慮して功労加算する必要はない」というべきであって、同業類似法

人の抽出が合理的に行われてもなお、同業類似法人の役員に対する退職給与の支給の状況として把握されたといえるほどの極めて特殊な事情があると認められる場合に限り、これを別途考慮すれば足りるというべきである。」とされて、よほどの特殊事情がなければ、損金処理は難しいです。

したがって、もし「功労加算金」を上乗せ支給する場合には、その合計額が「功績倍率法」によって算定された金額を超えていれば、超過額は損金不算入とされるリスクが極めて高いといえます。

なお、税務調査などで後日税務署から「過大役員退職金」として法人税法上の否認を受けても、所得税等の源泉徴収においてはあくまでも退職金として取り扱われます。

ところで、役員が死亡した時に支給される役員退職金のうち「役員死亡退職金」等について、その概要を説明しておきます。

通常の役員退職金と同様には、支給や支給時期については記載された定款か、株主総会の決議が必要です。この場合にも、支給する会社においては上記の法人税法の「過大役員退職金損金不算入」が働きますので、支給金額の算定は、通常の役員退職金の計算が必要となります。受給者においては、役員死亡後に支給をうけることとなりますので、3年以内に支給される場合は、その役員の相続人の相続財産とみなされます。支給に際しては、所得税等の源泉徴収の必要はなく、100万円超の場合は「退職手当等受給者別支払調書」を支払った月の属する月の翌月15日までに税務署に提出する必要があります。(相続税法施行規則第59条・第30条第3項)

関連して、一般的に役員在任中の死亡により支給される死亡退職金とは別に、「弔慰金」というものがあります。この「弔慰金」は、文字通り、故人に対する弔いと遺族の慰めという意味合いで支給するものですから、原則として弔慰金は非課税となりますが、高額な弔慰金を支給される場合などにおいて、非課税限度額を超えてしまうと課税対象となります。弔慰金の非課税限度額は、死亡原因により異なります。

① 業務上の場合：死亡当時の「月額報酬×36ヶ月」

② 業務以外の場合：死亡当時の「月額報酬×6ヶ月」

つまり、死亡退職金と弔慰金が明確に区分して支給されているという前提で、上記の基準を目安にして、社会通念上妥当な金額であれば、弔慰金等は、福利厚生費や特別損失等の科目で損金計上が認められます。

そのため、役員死亡退職金と弔慰金は、明確に区分しその計算根拠を作成しておく必要があります。

いずれにしても、顧問の税理士先生などと事前に相談することが必要です。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

| 年 | 月 | 日(曜) | 時間 | 主催 | 行事 | 会場 |
|------|---|-------|-------------|----|-------------------------------------|--------------|
| 2025 | 3 | 18(火) | 14:00~16:30 | 本部 | 決算事務説明会 (チラシは2月号に封入済) | TKP エルガーラホール |
| | | 19(水) | 15:00~15:50 | 〃 | 正副会長会 | 福岡ガーデンパレス |
| | | 19(水) | 16:00~17:00 | 〃 | 理事会 | 〃 |
| | 4 | 3(木) | 9:30~16:00 | 本部 | 新社会人セミナー (チラシは2月号に封入済) | 天神ビル |
| | | 16(水) | 14:00~14:50 | 本部 | 正副会長会 | 福岡ガーデンパレス |
| | | 16(水) | 15:00~16:00 | 〃 | 理事会 | 〃 |
| | | 21(月) | 10:30~16:30 | 本部 | パソコン講座(ワード初級)1/2日目 (チラシは3月号に封入) | サンセルコビル |
| | | 22(火) | 10:30~16:30 | 本部 | パソコン講座(ワード初級)2/2日目 | 〃 |
| | | 24(木) | 10:30~16:30 | 本部 | パソコン講座(エクセル初級)1/2日目 (チラシは3月号に封入) | 〃 |
| | 5 | 25(金) | 10:30~16:30 | 本部 | パソコン講座(エクセル初級)2/2日目 | 〃 |
| | | | | | | |

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)